令和５年度　長期経営継続支援事業「店舗改修等助成事業」実施要綱

1.事業主体：小平商工会　〒187-0032　東京都小平市小川町 2-1268
TEL 042-344-2311　FAX 042-343-0505

2.事業実施内容
①事業名：長期経営継続支援事業　店舗改修等助成事業
②助成率：市内の店舗・事務所・工場等の改装・改修費用（税抜き金額）の 3 分の 2。
③助成額：1 件あたりの補助金額は、最大 10 万円。1 円未満を切り捨てる。
④助成対象先：応募時の提出書類を確認し、申請順に決定する。
⑤助成対象工事：市内にある店舗・事務所・工場等の改装・改修工事。

3.助成要件：以下のすべての要件を満たすこと。
①市内で事業を営む個人、または市内に登記簿上の本店・営業所等がある法人。
②小平商工会の会員、または採択決定後に小平商工会に加入できる事業者。
（会費等の未納が無いこと）
③市税の滞納が無く、関係法令等に違反していないこと。
④令和 3 年度または令和 4 年度に「店舗改修等補助金」の交付を受けていないこと。
⑤床面積の合計が 1,000 ㎡以内の店舗・事業所・工場等。
⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者でないこと。
⑦反社会的勢力との関係がないこと。
⑧申請者と工事業者が一緒でないこと。
⑨同一内容の改装・改修工事について、国及び地方自治体等（独立行政法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する工事でないこと。

4.助成対象
①第三者となる市内の事業者（家電量販店やシルバー人材センター等を除く）または小平商工会ホームページ内にある小平建設業者案内(https://www.kodaira.or.jp/construction/)に掲載されている建設事業者を利用して実施する改装・改修にかかる費用。
②令和 5 年 4 月 1 日以降に開始して令和 6 年 1 月末までに完了する工事費用。(遡及適用)
③税抜き金額 10 万円以上の工事費用。
④対象となる経費は、市内にある店舗・事務所・工場等の改装・改修工事に係る費用。

5.助成対象外工事：以下の工事は対象外とする。
①第三者による工事を伴わない設備や材料等の購入費。
②自宅兼店舗・事務所等の工事の場合、事業にかかる部分以外の工事。
③税抜き金額が 10 万円未満の工事。

6.　申請方法：交付申請書に必要事項を記入のうえ、提出書類一式を小平商工会窓口に持参または郵送により提出。書類の返却はしない。
申請期間：令和 5 年 10 月 2 日（月）～令和 5 年 12 月 22 日（金）
土日・祝日を除く、午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
申請締切：持参の場合、令和 5 年 12 月 22 日（金）午後 5 時 30 分
郵送の場合、令和 5 年 12 月 22 日（金）必着
※但し、助成予算額の上限に達した場合、受付を終了する。

7.　**決定方法**：申請受付後に内容を確認し、順次交付決定を行う。

8.　**申請時の提出書類**：以下の書類。
①交付申請書：商工会所定の様式
②施工前の店舗・事務所・工場等の入口周辺がわかるカラー写真、および工事箇所の施工前の様子がわかるカラー写真
③市民税が記載されている納税証明書
ただし、１ヶ月以内に納付していて納付が確認できない場合は、領収書の写し
④（個人の場合）営業の実態がわかる書類として、令和４年分の確定申告書の写し。
令和５年中に開業し１度も決算を迎えていない方は開業届の写し。
（法人の場合）3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書
＊市内店舗等が本店所在地と違う場合は、関係のわかる書類として、営業許可証の写し等
⑤改装・改修工事をする店舗・事務所・工場等が賃借の場合は、賃貸借契約書の写し

9. 工事報告
①工事完了後３０日を経過した日（代金の支払いを含む）、または令和6年2月10日のいずれか早い日までに商工会へ実績報告書兼請求書に必要書類を添付して提出。
②ただし、令和5年4月1日以降のすでに完了している工事の場合は交付決定後、速やかに商工会へ実績報告書兼請求書に必要書類を添付して提出。

10. 申込み・問合せ先　小平商工会

11. 交付決定の取り消し
商工会長は、この助成事業の交付決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成事業の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
①偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
②助成金交付決定内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

12. 書類の様式

「交付申請書」（様式1）	事業者申請用
「交付決定通知書」（様式2）	商工会用（交付決定事業者あて文書）
「実績報告書兼請求書」（様式3）	事業者報告用

13. その他　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、商工会長が別に定める。